

# 見積書記載例

見 積 書		当社は、消費税及び地方消費税にかかる※1 <input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者です。 <input type="checkbox"/> 免税事業者です。		
大阪市水道局長		※2平成〇〇年〇〇月〇〇日		
承認番号	〇〇〇〇〇〇 ※3	住所又は事務所所在地	大阪市〇〇区〇〇町〇-〇 ※4	
商号又は名称	株式会社 〇〇〇〇 ※5	氏名又は代表者名(役職)	〇〇支店長 〇〇 〇〇 ※6	
				
下記件名について、関係法令、大阪市水道局関係規程、見積条項及び別紙図面、仕様書を確認したうえ、次の金額で見積ります※7				
見積金額	十億	百万	千	円
		※8	9 9 9	9 9 9
整理番号	〇〇〇〇〇〇			
件名	〇〇〇〇〇〇			
納入・履行期限	平成〇年〇月〇日	納入・履行場所	〇〇〇〇〇	
見積書提出場所	大阪市水道局総務部管財課	見積書提出期限	平成〇年〇月〇日	15時00分
保証事項	入札保証金、保証人、契約保証金のいずれも免除	契約条項を示す場所	大阪市水道局総務部管財課	
＜見積り条項＞				
○見積書の金額記載方法 契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積金額欄に記載すること。				
○見積りの無効 (1) 参加資格のない者がした見積り又は書面による確認を受けない代理人がした見積りは無効とする。 (2) 指定の日時までに指定の場所に提出されなかった見積りは無効とする。 (3) 見積者の記名押印がない見積りは無効とする。 (4) 同一見積りについて見積り者又はその代理人が2以上の見積りをしたときは、それらの見積りは無効とする。 (5) 同一見積りについて見積り者及びその代理人がそれぞれ見積りしたときは、その双方の見積りは無効とする。 (6) 見積金額又は見積り者その他主要部分が識別しがたい見積りは無効とする。 (7) 訂正印のない金額の訂正、削除挿入などによる見積りは無効とする。 (8) 見積りに関し不正な行為を行ったものがした見積りは無効とする。 (9) 机上又は現場説明がある見積りについては、説明を受けなかった者がした見積りは無効とする。 (10) 局が指定した見積書を用いないでした見積りは無効とする。 (11) 水道局総務部管財課に錯誤無効届を提出し、局が錯誤無効と認めた見積りは無効とする。 (12) その他見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。				
○その他 (1) 契約の相手方と決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続を行い誠実に契約を履行すること。 (2) 契約の相手方と決定された後、正当な理由なく、指定期限までに契約を締結しないときは、契約規程第19条第2項により、見積金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。 (3) 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回することができない。 (4) 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。 (5) 契約者は、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、若しくは、刑法第96条の6に該当する談合などが明らかになった場合は、契約金額の最低100分の20に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。 (6) 契約締結までに、契約相手方と決定された者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (7) 契約締結日から物品の納入を受け付けるので、契約の期間には契約締結日を算入する。 (8) ここに定めのない事項については、関係法令の他、大阪市水道局契約規程、大阪市水道局公募型比較見積実施要綱等の定めるところによる。				
大阪市水道局				

- ※1 事業者区分 『課税事業者』又は『免税事業者』の該当する項目を選択してください。
- ※2 見積年月日 見積書を提出される日付を記載してください。
- ※3 承認番号 大阪市入札参加有資格者名簿における『承認番号』を記載してください。
- ※4 住所又は事務所所在地 大阪市入札参加有資格者名簿における『本店所在地』又は『支店所在地』を記載してください。  
**なお、当該名簿に『支店所在地』の登録がある場合は、必ず『支店所在地』を記載してください。**
- ※5 商号又は名称 大阪市入札参加有資格者名簿における『名称』を記載してください。
- ※6 氏名又は代表者名(役職) 大阪市入札参加有資格者名簿における『代表者名(役職)』を記載してください。  
**なお、当該名簿に『受任者(役職)』の登録がある場合は、必ず『受任者名(役職)』を記載してください。**
- ※7 使用印 『使用印鑑届』にある使用印を押印してください。
- ※8 見積金額 見積金額を記載してください。  
**なお、見積金額記載にあたっては、『見積り条項』の『見積書の記載方法等』を参照してください。**